

産業能率大学通教校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、産業能率大学通教校友会と称し、本部を（学）産業能率大学に置く。

(目 的)

第2条 本会は、校友会事業の積極的推進を図るとともに会員相互の親睦と研鑽を増進し、併せて（学）産業能率大学の発展に寄与する。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸会合（校友大会を含む）の開催
- (2) （学）産業能率大学への協力
- (3) 会報の発行・頒布
- (4) その他、本会の目的を達成するのに適当と認められる事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、産業能率大学通信教育卒業生とし、入会金を納めた者および別に定める会員資格を満たした者を正会員とする。ただし、一旦納めた入会金は返還しない。

- 2 正会員の入会手続きは、所定用紙に必要事項を記載し、入会金を添えて本部事務局へ提出する。

第3章 役 員

(名誉会長)

第5条 名誉会長は産業能率大学学長とする。

(名誉顧問)

第6条 本会に若干名の名誉顧問をおくことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会の推薦を経て代議員会において選出する。
- 3 名誉顧問は会長の諮問に応じて助言するものとする。

(顧問)

第7条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、学校法人産業能率大学理事長のほか、産業能率大学教職員および同学関係者の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、学校法人産業能率大学理事長の他は2年とし、再選を妨げない。
- 4 顧問は会長の諮問の応えるほか、会務運営に関し意見を述べるができる。

(本部役員)

第8条 本部の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理 事 20名以内（会長、副会長含む）
4. 監 事 2名

(本部役員を選出)

第9条 会長・副会長・理事・監事は代議員会において選任する。

(本部役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会の構成員となり、会長から委嘱された会務を執行する。
- 4 監事は、会計及び会務を監査する。ただし、代議員の資格は有しない。

(本部役員の任期)

第11条 本部役員の任期は2年とし、西暦偶数年の定期代議員会終了のときまでとする。再選を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された本部役員の任期は他の在任の本部役員の任期終了のときまでとする。

(代議員)

第12条 本会に代議員をおく。代議員は40名以内とする。

(代議員を選出)

第13条 代議員は正会員の中から選出し、その選出方法は別に定める代議員選出規程によるものとする。

(代議員の任期)

- 第14条 代議員の任期は2年とし、西暦偶数年の定期代議員会終了のときまでとする。再選を妨げない。
- 2 支部等選出の代議員が、選出母体の役職を退任したため代議員資格を喪失したときは、その後任者が代議員を引き継ぐものとする。この場合を含め、補欠または増員により選任された代議員の任期は第11条第2項を準用する。

(代議員の職務)

- 第15条 代議員は、通常の会員総会に代わるべき機関としての代議員会を構成し、議案の審議・決定にあたる。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第16条 本会に次の会議を置く。ただし、総会は本会の存続にかかる特別の議案がある場合のほかは開催しない。総会開催の是非、議案および開催手続きは代議員会において審議・決定する。
- (1) 総会
(2) 代議員会
(3) 理事会

(代議員会の性格と構成)

- 第17条 本会には、正会員の総意によって選出された代議員により構成される代議員会を設ける。
- 2 代議員会は、通常の会員総会に代わるべき意思決定機関である。
- 3 名誉会長、名誉顧問、顧問および監事は代議員会に出席し意見を述べることができる。

(代議員会の種類と開催)

- 第18条 代議員会は、定期代議員会および臨時代議員会とする。
- 2 定期代議員会は年1回開催する。
- 3 臨時代議員会は、会長および理事会において必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(代議員会の招集)

- 第19条 代議員会は会長が招集し、期日から15日前までに会議に付議すべき事項、日時、場所等を代議員に通知しなければならない。

(代議員会の成立と決議)

- 第20条 代議員会は、代議員数の2分の1以上が出席しなければ、これを開き、決議することができない。欠席の代議員は委任状提出によって出席に代えることができる。
- 2 代議員の決議は、出席代議員の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(代議員会の付議事項)

第21条 次の事項については、代議員会でその承認を得なければならない。

- (1) 事業計画と収支予算に関する事項
- (2) 事業報告と収支決算に関する事項
- (3) 役員（名誉会長および顧問を除く）の選出
- (4) 会則改正に関する事項
- (5) 資産の取得および処分に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(理事会の構成)

第22条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

- 2 会長が必要とあると認めたときは、理事以外の者を理事会に出席させ参考意見を述べさせることができる。

(理事会の種類と開催)

第23条 理事会は定例理事会および臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、原則として年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(理事会の審議事項)

第24条 理事会は次の事項を審議・決定する。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 代議員会決議事項の執行に関する事項
- (3) 会則施行に必要な細則の制定・改廃に関する事項
- (4) 会務の運営に必要な部門設置に関する事項
- (5) 部門ならびに支部等から会長に稟議または上申された事項
- (6) その他、代議員会の決議を要しないもののうち、重要な会務の執行に関する

事項

(理事会の成立と決議)

第25条 理事会の成立と決議は、第20条を準用する。

(代議員会および理事会の議長)

第26条 代議員会および理事会の議長は、次の方法により選出する。

- (1) 代議員会の議長および副議長は、出席代議員の中から選出する。
- (2) 理事会の議長は会長があたる。

第5章 会 計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(経費)

第28条 本会を運営するための経費は、入会金、寄付金およびその他の収入をもってあ
てる。

(経費の徴収)

第29条 本会正会員の入会金は10,000円とする。

第6章 支部・グループ校友会等

(支部・グループ校友会等)

第30条 本会には必要に応じ、支部・グループ校友会等を設置することができる。

- 2 支部・グループ校友会等に関する規程は、別にこれを定める。

第7章 部会および事務局

(運営部会の設置)

第31条 本会には、運営のための部会を設けることができる。

(事務局および事務局専従者)

第32条 本会に事務局をおき、事務局には事務局専従者をおくことができる。

- 2 事務局専従者をおく場合は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第8章 補 足

(補則)

第33条 本会則施行についての細則は、理事会の議を経て別にこれを定める。

付則

1. 本会則は、平成11年6月26日から施行する。

付則

1. 本会則は、平成12年7月15日から施行する。

付則

1. 本会則は、平成15年6月28日から施行する。

付則

1. 本会則は、平成18年6月24日から施行する。

付則

1. 本会則は、平成20年7月5日から施行する。